

訪問介護 料金表

1 訪問介護の介護報酬に係る費用	地域区分	地域単価	令和8年6月1日現在		
	6級地	10.42	円		
訪問介護費（1回につき）	単位数	負担額 （1割）	負担額 （2割）	負担額 （3割）	
身体介護が中心である場合					
（1）所要時間20分未満の場合	163	170	340	510	
（2）所要時間20分以上30分未満の場合	244	255	509	763	
（3）所要時間30分以上1時間未満の場合	387	404	807	1,210	
（4）所要時間1時間以上の場合	567	591	1,182	1,773	
（4）に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごと	82	86	171	257	
生活援助が中心である場合					
（1）所要時間20分以上45分未満の場合	179	187	373	560	
（2）所要時間45分以上の場合	220	230	459	688	
通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合	97	101	202	303	1回につき
身体介護を行った後に引き続き所要時間20分以上の生活援助を行った場合(所要時間20分から計算して25分を増すごとに)195単位を限度とする。	65	68	136	204	
緊急時訪問介護加算	100	105	209	313	1回につき
初回加算	200	209	417	626	1月につき
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100	105	209	313	1月につき
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200	209	417	626	1月につき
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3	4	7	10	1日につき
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4	5	9	13	1日につき
口腔連携強化加算	50	53	105	157	1月につき1回
2人の訪問介護員等による訪問介護を行った場合	所定単位数×200/100				
早朝・夜間、深夜の訪問介護の場合					
（1）夜間（午後6時～午後10時）・早朝（午前6時～午前8時）	所定単位数×25/100を加算				
（2）深夜（午後10時～午前6時）	所定単位数×50/100を加算				
同一敷地内建物等に居住する利用者の場合					
（1）事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者の場合	所定単位数×90/100				
（2）同一の建物に20人以上利用者が居住する場合	所定単位数×90/100				
（3）事業所と同一敷地内建物等に50人以上利用者が居住する場合	所定単位数×85/100				
（4）事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者数が全利用者数の90%以上の場合	所定単位数×88/100				

特定事業所加算（1回につき）	
特定事業所加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ※3	所定単位数の100分の20、10、10、3、3

介護職員等処遇改善加算(1月につき)	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ※3	(介護報酬総単位数 ^{※1} ×27.0%) ^{※2} ×地域単価
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ※3	(介護報酬総単位数 ^{※1} ×28.7%) ^{※2} ×地域単価
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ※3	(介護報酬総単位数 ^{※1} ×24.9%) ^{※2} ×地域単価
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ※3	(介護報酬総単位数 ^{※1} ×26.6%) ^{※2} ×地域単価

※1 介護報酬総単位数＝基本サービス費＋各種加算減算

※2 1単位未満の端数四捨五入

※3 介護職員等処遇改善加算等の利用者負担額は、上記額－（上記額×負担割合（1円未満切り捨て））

*利用者負担額（1割、2割又は3割）の算出方法 単位数×地域単価＝〇〇円（1円未満切り捨て）
〇〇円－（〇〇円×0.9、0.8又は0.7（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

*利用者負担額欄は各負担割合に応じて単位数を円に換算し表示したものです。

ただし、小数点以下は切り捨てとなるため、1ヶ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が出ます。

2 その他の費用

項目	金額	説明
交通費 ※2km未満は無料 ※当事業所の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料	実費	訪問するための交通費（実費）がかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額をお支払いいただきます。通常の事業の実施地域を越えた所から、1kmあたり30円

3 通常のサービス提供を超える費用（利用者負担10割）

項目	金額	説明
介護保険外サービス	介護報酬告示上の額と同額	区分限度額を超えてサービスを利用したい場合など、介護保険枠外のサービス料金です。

本書面により説明を受け同意しました。令和 年 月 日

利用者☒氏名）代理人または立会人等☒氏名）